

令和8年7月2日  
新宿区情報公開・個人情報保護審議会資料  
総合政策部区政情報課

## 委託事業者における適切な個人情報の管理及び第三者認証について

### 1. 経緯

委託事業者における個人情報の漏えい等が全国で相次いでいることを受け、新宿区としても、令和8年度より、委託事業者が個人情報を取り扱う場合における当該事業者の選定にあたって、次の措置を導入することとした。

### 2. 業者の選定に当たっての措置

#### (1) 申出書の提出

委託事業者が個人情報を取り扱う場合は、委託先に選定しようとする事業者から、申出書（業務委託における個人情報保護の取扱いに係る申出書）の提出を求め、申出書が提出できない場合は当該事業者を委託先としてはならないこととした。申出書では、責任者及び従事者の特定、取得・利用・保管・持出し時の保護対策、第三者提供の禁止、事故発生時の報告、不要となった個人情報の廃棄・消去又は返却、特記事項の遵守等について申し出ることとしている。

#### (2) 個人情報保護に関する第三者認証の導入

(1)に加え、入札又はプロポーザル（企画提案を踏まえた総合評価による業者選定）により委託先を選定する場合は、個人情報保護に関する第三者認証を受託要件又は参加条件とすることを原則とした。例外として、入札やプロポーザルの実施が困難になる場合に限り、当該第三者認証を受託要件等とする措置を不要とした。なお、第三者認証に該当するものとして、プライバシーマーク認証、ISMS認証、JAPHIC認証及びJIS Q 15001認証を整理した。